

令和4年度  
情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況の公表

沖縄市情報公開条例第16条（運用状況の公表）及び沖縄市個人情報保護条例第31条（運用状況の公表）に基づき、令和4年度の公文書の公開請求、自己情報の開示等請求及びその結果等を公表します。

1. 公文書公開請求件数及び処理状況（令和5年5月末時点）

（単位：件）

実施機関	公開請求件数	請求者の内訳			処理状況								公開の実施		審査請求件数
		市内	県内(市外)	県外	全部公開	該当公文書の件数	一部公開	該当公文書の件数	非公開	該当公文書の件数	取下げ	審査中	閲覧	写しの交付	
市長	103	57	22	24	58	178	32	461	8	628	5	0	1	81	0
議会	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
上下水道事業管理者	4	2	2	0	2	8	2	2	0	0	0	0	0	4	0
消防長	5	4	1	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0
教育委員会	5	0	3	2	3	770	2	0	0	1345	0	0	0	5	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	118	64	28	26	68	961	36	463	8	1973	6	0	1	95	0

1-（1）. 上位請求先(市長部局・教育委員会のみ)

市長部局	順位	担当部署	件数	割合
市長部局	1位	建設部 都市計画担当	10件	(9.7%)
	2位	建設部 住まい建築課	8件	(7.8%)
	3位	総務部 資産税課	7件	(6.8%)
	3位	企画部 プロジェクト推進室	7件	(6.8%)

教育委員会	順位	担当部署	件数	割合
教育委員会	1位	指導部 指導課	3件	(60.0%)
	2位	教育部 施設課	1件	(20.0%)
	3位	指導部 青少年センター	1件	(20.0%)

1-（2）. 権利の濫用規定の適用状況

適用なし

2. 自己情報開示請求件数及び処理状況（令和5年5月末時点）

（単位：件）

実施機関	開示請求件数	請求者の内訳			処理状況								開示の実施		審査請求件数
		市内	県内(市外)	県外	全部開示	該当公文書の件数	一部開示	該当公文書の件数	不開示	該当公文書の件数	取下げ	審査中	閲覧	写しの交付	
市長	37	24	11	2	21	245	13	38	3	36	0	0	12	33	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	38	24	12	2	21	245	14	39	3	36	0	0	12	34	0

2-（1）. 上位請求先(市長部局のみ)

市長部局	順位	担当部署	件数	割合
市長部局	1位	総務部 納税課	11件	(29.7%)
	2位	健康福祉部 介護保険課	6件	(16.2%)
	3位	市民部 市民生活課	5件	(13.5%)

2-（2）. 権利の濫用規定の適用状況

適用なし

3. 自己情報の訂正・利用停止・消去・提供停止の請求件数及び処理状況（令和5年5月末時点）

自己情報の訂正の請求、利用停止の請求、消去の請求、提供停止の請求は、全実施機関においてございませんでした。

4. 審査請求の処理状況(令和5年5月末時点)

（単位：件）

審査請求の種別	年度	審査請求	審査庁による処理状況					審査会における処理状況							
			審査請求取下げ	却下	全部容認	審査中	審査会へ諮問	諮問取下げ	答申済	答申結果(内訳)			審議中	審議待ち	
										妥当(棄却)	一部妥当(一部容認)	違法又は不当(全部容認)			
公文書公開決定等に対する審査請求	H30年度	9	4	0	0	3	2	0	2	1	0	1	0	0	
	R01年度	22	8	10	0	1	3	0	3	3	0	0	0	0	
	R02年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	R03年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	R04年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
自己情報開示等請求に対する審査請求	H30年度	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	
	R01年度	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	
	R02年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	R03年度	4	0	1	0	0	3	0	1	1	0	0	2	0	
	R04年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) 「却下」とは、審査請求自体が不適法として却下したものです。  
「妥当(棄却)」とは、審査請求のあった処分は妥当であり、審査請求を棄却したものです。  
「一部妥当(一部容認)」とは、審査請求のあった処分の一部が、違法又は不当であり、審査請求の一部を認めたものです。  
「違法又は不当(全部容認)」とは、審査請求のあった処分の全部が、違法又は不当であり、審査請求の全部を認めたものです。